# 第7編 積算基準

施工管理等業務 積算基準

# 第7編 施工管理等業務 積算基準

# 目次

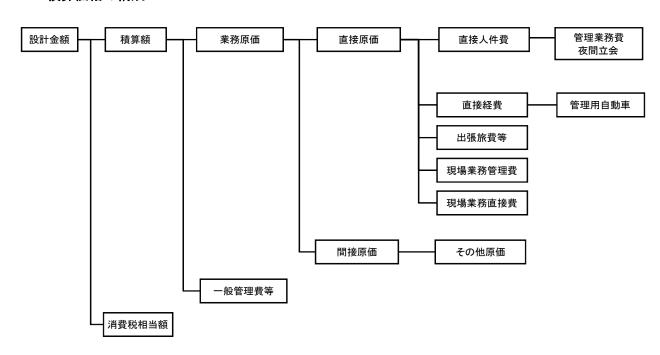
1.	適 用	7-1
2.	積算価格の構成	7-1
3.	その他原価・一般管理費等	7-1
4.	直接人件費	7-2
5.	直接経費	7-2
6.	出張旅費等	7-3
7.	現場業務管理費	7-3
8.	現場業務直接費	7-3
9.	その他	7-4

#### 第7編 施工管理等業務 積算基準

### 1. 適 用

本編は、施工管理業務及び調査等管理業務(以下「施工管理等業務」という。)の積算に適用するものとする。

# 2. 積算価格の構成



# 3. その他原価・一般管理費等

#### (1) その他原価

その他原価は、間接原価からなる。

① 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

その他原価= (直接人件費)  $\times \alpha / (1 - \alpha)$ 

 $\alpha = 35\%$  (管理員 I 、 II 、 III)

 $\alpha = 25\%$  (管理員IV)

## (2) 一般管理費等

- 一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。
- ① 一般管理費は、当該業務を実施する企業の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員 給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、 交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。
- ② 付加利益は、当該業務を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用を含む。
  - 一般管理費等=(業務原価-出張旅費等-現場業務管理費-現場業務直接費)× $\beta$ /( $1-\beta$ )  $\beta=3.5\%$

# 4. 直接人件費

#### (1) 管理業務費

管理業務費とは、配置技術者が現場に常駐して施工管理等を行うもので、業務の規模(対象工事の工事数もいう)及び工事等の内容に応じて、必要な配置技術者の人員及び管理員資格の区分を組み合わせて年間業務を行うものをいう。

(i)配置技術者の月額は、下記の単価により算出する。

資格の区分	適用単価
管理員資格「管理員 I 」	施工管理業務月額 技師B
管理員資格「管理員Ⅱ」	施工管理業務月額 技師C
管理員資格「管理員Ⅲ」	施工管理業務月額 技術員
管理員資格「管理員IV」	施工管理業務月額 技術補助員

- (ii) 端数日を計上する場合は下記により算出するものとする。
  - (例) 5ヶ月と10日間の場合

$$5 \, \text{ヶ月} + \frac{10}{30} = 5.33 \, \text{ヶ月}$$
 (小数第3位を四捨五人)

- (iii) 標準的な業務の月額は、施工管理業務の種別及び業務区間における冬期作業休止期間に区分し、別途定める単価とする。(トンネル工事のように冬期作業がある場合や契約が冬期休止前に切れる場合等でも上記の区分の単価を使用するものとする)
- (iv) 直接人件費月額区分は、下記による。
  - (イ) 管理の施工管理業務
  - (ロ) 建設(冬期休止無)の施工管理業務
  - (ハ) 建設(冬期休止有)の施工管理業務
  - (二) 建設の調査等管理業務

## (2) 夜間立会

- (i) 交通規制等の協議により定められた、夜間の特定の時間帯に実施する工事等の立会いを実施する場合に 適用する。
- (ii) 夜間立会は、原則、日中の作業時間を夜間に振替、深夜手当て相当分を計上する。
- (iii) 深夜手当の計上は、下記によるものとし、休憩時間を除いた6時間分を1人回とする。
  - (イ)22時から翌朝5時までの深夜作業・・・・・・ 労働基準法第37条による。割増係数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 同上
- (iv) 夜間立会は、管理員資格の区分ごとに、人回単価とし、深夜手当対象の時間内における立会い時間が3時間未満の場合は、0.5人回、立会い時間が3時間以上の場合は全て1.0人回とする。

#### 5. 直接経費

#### (1) 管理用自動車

管理用自動車は、自動車賃料・燃料費を一括で年間必要分を計上する。なお、自動車運転手は原則として計上しない。

- (i) 自動車賃料
  - (イ) 自動車賃料 ・・・・・・ リース料金とし、仕様及び料金は下記を参考に決定する。

- ① 1,500ccライトバン (2WD) を標準とする
- ② 寒冷地等の現地条件により必要とする場合は1.500ccライトバン(4WD)とする
- ③ 月平均運転日数は19.5日/月とする。

#### (ii) 燃料費

- (4) 燃料消費量 (ガソリン) ····・ 1,500ccクラス 2.60/hとする。
- (p) 1日の運転時間は現場までの距離、現地状況、台数等を考慮のうえ決定する。 ただし、最高5時間までとする。

# 6. 出張旅費等

#### (1) 配置技術者出張旅費

- (i)業務の遂行上、必要に応じて配置技術者を出張させることができる。
- (ii) 配置技術者出張旅費は、配置技術者1人1ヶ月当り平均10,000円とする。
- (iii) 配置技術者出張旅費は、当該設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。 旅費の算出にあたっては、旅行先別に調査等積算基準第1編1-4により交通費及び宿泊費を積上げるも のとし、日当は計上しないものとする。

#### (2) 有料道路通行料金

有料道路通行料金は、下記(i)の場合に計上する。

- (i) 業務の遂行上有料道路を利用する必要があると認められる場合は、有料道路料金を計上することができる。
- (ii) 有料道路通行料金は、普通車の通行料金を計上する。また、月平均運転日数は、管理用自動車の燃料費の算定に準ずる。
- (iii) 有料道路通行料金は、当該設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。精算は、精算調書により行うものとする。精算は、普通車で当該利用時間内のETCによる無線通行を適用した場合の最安値の通行料金を元に行うものとする。

#### 7. 現場業務管理費

#### (1) 事務員

- (i) 事務員の人件費は、年間配置分を計上する。
- (ii) 端数日を計上する場合は、4. (1)(ii)に準ずるものとする。

#### (2) 滞在費

- (i) 滞在費とは、配置技術者が業務履行場所に常駐して業務を行うために必要な費用とする。
- (ii) 滞在費は、管理員IV、事務員を除く全ての配置技術者について計上する。
- (iii) 端数日を計上する場合は、4. (1)(ii)に準ずるものとする。

#### 8. 現場業務直接費

#### (1) 水道光熱費

全ての配置技術者及び事務員分の水道光熱費を1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。

#### (2) 管理用事務室等費

(i) 管理用事務室

全ての配置技術者及び事務員分を対象に、貸与対象面積(管理用事務室)に対して1㎡・1ヶ月当りの単

価で年間必要分を計上する。

(ii) 管理用自動車保管場所

全ての管理用自動車を対象に、貸与対象面積(駐車マス)に対して1 m<sup>2</sup>・1 ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。

# (3) パーソナルコンピュータ

- (i) 高速道路会社が貸与するパーソナルコンピュータの1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。
- (ii) 見積者から提出される業務実施体制により、配置される全ての配置技術者及び事務員分のパーソナル コンピュータ費を一式として計上するものとする。
- (iii) 端数日を計上する場合は、4. (1)(ii)に準ずるものとする。
- (iv) 全ての配置技術者及び事務員分のパーソナルコンピュータ費用を、1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。

#### 9. その他

## (1) 随意契約扱いを行う場合の設計額の算出について

- (i) 契約比率を考慮した設計金額を算出するものとする。
- (ii) 契約比率の算出について
  - (1) 契約比率は、当初競争入札を行った時の契約金額(税抜き)を積算額(税抜き)で除したものとする。
  - (2) ここでいう契約金額(税抜き)及び設計金額は次の金額を除いた金額とする。
    - (4) 出張旅費等及び現場業務直接費
    - (ロ) その他仕様書等で金額を指定しているもの
  - (3) 契約比率は、小数点以下第5位を四捨五入して4位止めとする。

#### (2) 設計変更の事務手続き

#### (i) 事務手続

- (1) 設計変更に伴い、契約済の工種(在来工種)に増減が生じる場合には、受注者から提出された内訳書の単価に基づき金額を算出し、本要領第1編「契約事務」に基づき、既契約金額との増減額を受注者に通知し、承諾書を徴収した後、契約を変更する。この場合において契約済の工種(在来工種)とは、受注者から提出された内訳書の名称及び細目までをいうものとする。この場合、率をもって算定されるその他原価及び一般管理費等については、下記(ii)により計算するものとする。
- (2) 設計変更に伴い、名称又は細目の一部に未契約の工種(新規工種)が生じる場合には、本編に基づいて設計金額を作成し、本要領第1編「契約事務」に基づき、見積方通知書を交付し、見積書を徴収した後、契約を変更する。この場合、率をもって算定されるその他原価及び一般管理費等については、下記(ii)により計算するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)が同時に生じる場合においては、(1)による手続き及び(2)による手続きを並行して行い、変更契約書はその結果を合わせて作成するものとする。

#### (ii) その他原価及び一般管理費等の算出方法

#### (I) 第1回変更設計の場合

# (1) その他原価

(イ) 在来工種(当初契約)のその他原価(SK1)

$$S_{K1} = \frac{A_{K2}}{A_{K0}} \times S_{K0}$$

(1) 新規工種のその他原価(SN1)

$$S_{N1}=A_{N1}\times\alpha/(1-\alpha)\times(\frac{X_{K0}}{X})$$

# (2) 一般管理費等

(イ) 在来工種(当初契約)の一般管理費等(T<sub>K1</sub>)

$$T_{\,\mathrm{K}\,1} \! = \! \frac{(A_{\,\mathrm{K}\,2} \! + \! A_{\,\mathrm{K}\,3} \! + \! S_{\,\mathrm{K}\,1})}{(A_{\,\mathrm{K}\,0} \! + \! A_{\,\mathrm{K}\,1} \! + \! S_{\,\mathrm{K}\,0})} \ \, \times T_{\,\mathrm{K}\,0}$$

(p) 新規工種の一般管理費等 (T<sub>N1</sub>)

$$T_{N1} = (A_{N1} + A_{N2} + S_{N1}) \times \beta / (1 - \beta) \times (\frac{X_{K0}}{X})$$

AK0: 当初契約の内訳書(受注者提出)の直接人件費の合計

AK1: 当初契約の内訳書(受注者提出)の直接経費の合計

AK2: 内訳書(受注者提出)の単価による設計変更後の在来工種の直接人件費の合計

A<sub>K3</sub>: 内訳書(受注者提出)の単価による設計変更後の在来工種の直接経費の合計

A<sub>N1</sub>: 新規工種の直接人件費の合計

A<sub>N2</sub>:新規工種の直接経費の合計

Sко: 当初契約の内訳書(受注者提出)のその他原価

TKO: 当初契約の内訳書(受注者提出)の一般管理費等

X : 高速道路会社の当初積算額 (調査等積算要領1-7-3(4)(ii)の金額を除く)

XK0: 当初契約額 (税抜き) (調査等積算要領1-7-3(4)(ii)の金額を除く)

 $\alpha$  : 35% (管理員 $\mathbb{N}$ は25%)

 $\beta$  : 35%

# (Ⅱ) 第2回変更設計の場合

#### (1) その他原価

(イ) 在来工種のその他原価(SK2)

$$S_{K2} = S_{K12} + S_{M12}$$

(a) 当初契約分のその他原価 (S<sub>K12</sub>)

$$S_{K12} = \frac{A_{K12}}{A_{K0}} \times S_{K0}$$

(b) 第1回設計変更時の新規工種分のその他原価(S<sub>M12</sub>)

$$S_{M12} = \frac{A_{M12}}{A_{M1}} \times S_{M1}$$

- (p) 新規工種のその他原価(S<sub>N2</sub>)
  - (I)(i)(p)による

#### (2) 一般管理費等

(イ) 在来工種の一般管理費等 (T<sub>K2</sub>)

 $T_{K2} = T_{K12} + T_{M12}$ 

(a) 当初契約分の一般管理費等 (T<sub>K12</sub>)

$$T_{K1} = \frac{(A_{K12} + A_{K13} + S_{K12})}{(A_{K0} + A_{K1} + S_{K0})} \times T_{K0}$$

(b) 第1回設計変更時の新規工種分の一般管理費等 (T<sub>M12</sub>)

$$T_{Ml2} \! = \! \begin{array}{c} \frac{(A_{Ml2} \! + \! A_{Ml3} \! + \! S_{Ml2})}{(A_{M1} \! + \! A_{M2} \! + \! S_{M1})} \\ \end{array} \times T_{M1}$$

(p) 新規工種の一般管理費等(T<sub>N2</sub>)

(I) (ii)(p)による

A<sub>K12</sub>: 第1回変更契約の内訳書(受注者提出)の在来工種(当初契約分)の設計変更後の直接人 件費の合計

A<sub>K13</sub>: 第1回変更契約の内訳書(受注者提出)の在来工種(当初契約分)の設計変更後の直接経 費の合計

A<sub>M12</sub>: 第1回変更契約の内訳書(受注者提出)の新規工種分の設計変更後の直接人件費の合計

A<sub>M13</sub>: 第1回変更契約の内訳書(受注者提出)の新規工種分の設計変更後の直接経費の合計

AK0: 当初契約の内訳書(受注者提出)の直接人件費の合計

AK1: 当初契約の内訳書(受注者提出)の直接経費の合計

A<sub>M1</sub>: 第1回変更契約の内訳書(受注者提出)の新規工種の直接人件費の合計

A<sub>M2</sub>: 第1回変更契約の内訳書(受注者提出)の新規工種の直接経費の合計

Sк0: 当初契約の内訳書(受注者提出)のその他原価

S<sub>M1</sub>: 第1回変更契約の内訳書(受注者提出)の新規工種分のその他原価

TK0: 当初契約の内訳書(受注者提出)の一般管理費等

T<sub>M1</sub>: 第1回変更契約の内訳書(受注者提出)の新規工種分の一般管理費等